

議会運営委員会

令和6年12月20日（金曜日）午後零時09分開会

出席委員（8名）

委 員 長	鈴 木 伸 彦
委 員	室 井 孝 幸
委 員	星 宏 子
委 員	相 馬 剛

副 委 員 長	森 本 彰 伸
委 員	小 島 耕 一
委 員	平 山 武
委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

副 議 長	眞 壁 俊 郎
-------	---------

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

議 事 課 長	岩 波 ひろみ
議事調査係長	長 岡 栄 治

議事課長補佐 兼庶務係長	小 高 久 美
主 査	石 田 篤 志

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・委員長
3. 協議事項
 - (1)委員会における議員間討議テーマの事前通告の検証について
 - (2)答弁者の指名の再検討について
 - (3)取組実行計画の今後について
 - (4)その他
4. その他
 - 次回開催 1月9日（木）午後1時30分～
5. 閉 会

開会 午後 零時09分

◎開会の宣告

○鈴木委員長 それでは、議会運営委員会を開催いたします。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○鈴木委員長 今日はハプニングもありましたけれども、議会最終日、お疲れさまでした。

開会に先立ち、開会しているんですけども、今日は、議長はこの会議は欠席という報告です。

—————◇—————

◎協議事項

○鈴木委員長 それでは、早速協議事項のほうに入りたいと思います。

3の①委員会における議員間討議テーマの事前通告の検証についてを協議したいと思います。

令和6年6月定例会議から12月定例会議までに試行した試行期間が終了したことから、再検討を行うものです。

実績等について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、資料のほうを御覧いただければと思います。

試行期間ということで、6、9、12と3回予定をしていたものです。

その下、実績のところを御覧いただければと思います。

この3定例会議におきまして、実績の回数としては3回というようなことでございました。

また、御意見ということで、正副委員長会議を2回ほど開催した中での御意見ということになりますけれども、「考える時間もあっていいんじゃないか」というふうな御意見もあった一方、「ちょっと今の制度の中で、市民がいる中で討議をすると、なかなかその反応って結構難しいところがあるよね」、そういうふうな、この事前通告に限らずなんですけれども、御意見をいただいた部分もございます。

この制度、議会が開催する前の段階で、こういうテーマで討議したいよというのを先に委員会のほうに、委員長のほうに出していただいて、委員会審査の中であらかじめこのテーマが出たときには討議しますよというふうな、先に知っていただくことで、皆さんで審議するときに事前に勉強できると、そういうふうな時間的余裕、そういったものがいいんじゃないかというのを青森大学の先生の研修で、いきなりゴングを鳴らされるようなものだというようなお話があったかと思いますんで、それを基に導入した経過があるということでございます。

最後、4番ですけれども、今後の検証ということになりますけれども、これも議員間討議の活性化のために投入をしたものですけれども、活性化したものなのかどうか、また、今後も続けるのかどうか、そういったところを皆様の御意見のほうをいただければと思っております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

これを実施したところと、この3委員会によりますと、総務企画常任委員会では実施をしていない、福祉常任委員会では2回実施している。建設経済常任委員会では1回実施しているということなんですけれども、ちょっと呼び起こしてほしいことも含めて、ここに総務はやっていないので、

福祉教育では、星さんでしたっけ、ちょっとそのときの何かどんな印象だったか、あと小島さんにもちょっと話をいただきたいと思いますけれども、順番で、星さんからちょっと状況をお願いできますか。

○星委員 福祉常任委員会では2回、通告が委員長の方から出まして、討議いたしました。

一番最初のときには、やはり委員長が討議するって、このことについてということで、テーマを掲げたことに対して委員の皆さんも初めて聞くことだったんで、いきなり意見を述べてくださいと言われるということに対しての戸惑いがありましたが、でも、みんなの意見を言っていく中でさらに論議は深まったものだと思います。

それを踏まえて、9月にもう一度やらせて、委員長のほうから提出をされましたが、そのときには、自分が意見をきちんと、1回目のときには委員長は、私はこう思うんだがというところを言わずにただテーマだけを言って、皆さんどう思いますかというふうに振ってしまったんで、どう答えていいかわからないという戸惑いはあったんですが、2回目、9月のときには、きちんと委員長の考えを述べた上で、私はこう思います但皆さんどうお思いになりますかということで振っていったということもあって、それはそれで活発な意見交換になったのではないかと思います。

12月に関しましては、討議すべき論点がなかったため提出はされませんでした但、やった結果といたしましては、議論は深まることは間違い無いと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

活性化には……。

○星委員 つながるのではないかと考えます。

○鈴木委員長 分かりました。

続いて小島委員、お願いします。

○小島委員 建設経済では、6月の定例会議で1件です。祭りの予算ということで検討したところです。いろいろと意見が出て、意見の深まりはある程度あったのかなと思います。そういう面ではいいかと思います。ただ、事前通告じゃなくても、何かがあればいつでもやれるような体制というのがやっぱり重要なのかなと私は思っています。

そういう中でもっと、最初の研修のときの話というのはもうちょっと、執行部が出した提案じゃなくて、どちらかといえば自分たちが課題とするようなところ、そういうところがメインなのかなと私は思っていたんですけども、そういう上で今回、そういう議員間討議ではなくても今までと同じような中で、執行部が出した提案に対して、予算に対して議論したということは別に問題はないと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

今、これはたしか議員間、執行部が出した案について、前もってここを深めてくださいだったと思うんですね。

今言ったように、別にこれをやるに当たっては、前、こういう制度にするかどうかというのはまた、ちょっとプラスそうじゃなくてもいいだろうというのが意見だったのかなと思います。

森本副委員長ありますか。

○森本副委員 私は総務企画常任委員会の委員長をやらせていただいているという点で、ゼロということなんですけれども、執行部の出された案件で討議すべき点がなかったというふうな判断ではあるんですけども、実際、議案書は事前に見ておくのが当然なんで、いきなりゴングを鳴らされるということはないのかなというふうに思います。

皆さん見てきてやっているんで、討議してい

たいところは通告じゃなくても、皆さん見ているものと、基本当然な中なんで、そういう意味では議員間討議通告せんでいけるのかなと。

また、総務企画常任委員会の場合ですと、ワークショップという形で、委員会テーマについての討議を行っています。それは事前に皆さんにこのところのテーマについてワークショップ、いわゆる議員間討議を行いますんで、何月何日集まってくださいということで、委員会室を使って会議のほうを、模造紙を開いて皆さんに意見出し合って、討議という形をやっているんで、それこそが議員間討議かなと思うんで、先ほど小島委員が言ったようないわゆる執行部の提出された案件じゃなくても、委員会ですべきテーマについての議員間討議、これは行っているというふうに感じているんで、執行部に対してのものに関しては、事前に見ておけば通告までが必要なのかなというのはちょっと疑問に感じました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

また改めて、じゃ、森本委員の話は、事前通告制度、この制度自体を協議したいんですけども、なくてもできるんじゃないかという意見だと思います。

やれば前もって言う方法のほかにもあるんじゃないかという、だからちょっと私から

言いますけれども、あるので、ただ、やれば星委員の言うように審議は深まるだろうということを踏まえて、4番で、この件について、事前通告とすることで議員間討議は活性化したかどうか、これは活性化したと。

2番です。2番目のポチですね。

今後も事前通告制度、今回のですよ、改めて言いますけれども、その定例会議において執行部が出てきた案件について、それを幾つか、そのうちのどれかを事前に通告するという制度をきちんと

設けたほうがよいか、別にこれはなくてもやり方はいろいろあるのでできるんだけど、これが必要かどうかということについて、今回の協議では確認させていただきたいと思います。

大丈夫ですよ、私の言っていることは。

〔発言する人あり〕

○鈴木委員長 皆さん、取りあえず皆さんの意見を最終的に収めたいんですけども、御意見ございますか。いるかいらないかという方向でお願いします。

星委員。

○星委員 3月は予算審議になると思うので、やはり事前に皆さん見てくるのは当然なんですけれども、やはり今年度中は、これをもう一回続けて、あと次年度、改選後ですね、改選後は今回のことを踏まえた上で判断してもいいのではないのかなと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 分かりました。

今は取りあえずもう一度この試行期間を、じゃ、3月までという意見でございました。来年、次回改選後にもう一度審議するという意見でしたが、ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ありませんね。

では、星委員おっしゃるとおりで、3月も協議を継続ということで皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○鈴木委員長 じゃ、そのように決まりましたので、事務局はよろしくお伺いをお願いします。

では、1番は終わりました。

では、②のほうに入りたいと思います。

答弁者の指名の再検討について。

令和4年12月定例会から1年間の試行、それから試行期間の延長により全体で2年の試行を行っ

たことから再検討を行うものであります。

実績等について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、資料のほうを御覧いただければと思います。

令和4年12月から令和6年12月定例会議までの2年間、実績ということで、こちら2番目の運用実績というところを御覧いただければと思います。

ざっとやっているときもありますし、やっていない時期もある。一番最後の下のところに中ちよんで、2年間で9回の実施というのを行いました。このうち2回以上実施されているのが齊藤議員と、あと森本議員と。1回実施された方が4名の方がいらっしゃるというような現状でございます。

次のページ、ちょっとお進みいただければと思います。

今回、試行が終わるということで再検討です。今後も続けるのかどうかということです。仮に続ける場合、今の時点で改善点とかございますかというような御意見のほういただければというふうに思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

先ほども述べたとおりなんですけれども、試行期間の延長により2年間行ってきたということで、今のような報告がございました。

単純には、この実績を踏まえて御意見か何か改善等があるかということなんですけれども、まず、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

星委員何かございますか。

○星委員 そうですね、1度やりましたが、確かに一般質問を通常どおりにやっている、今までだったら、今までの一般質問だと時間制限なくやれていた、時間制限はあったんですけれども、何と

いうんでしょうか、今の1時間という枠じゃないときにやっていたときには、結構議論をしていくうちに、いや、これは答えてもらうのは福祉じゃなくて教育のほうなんだよなという、結構そうだった場面もあったりもしたんですね。自分の中ではちょっと食い違いがあったりとかという部分もあったんで、今回これを使ってみたんですが、1時間という中で、この事前打合せも結構しっかり執行部ともやっていくので、打合せもして本番を迎えているので、だんだん言いたいこととこれがかみ合わないということがなくなってきたのかなという部分では、なくてもいいのかなという気はいたしました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

事前の打合せがしっかりしていると通告制度じゃなくても、納得できる質問はできるという意見ですね。

○星委員 こちらが言いたいことの真意を伝えることはその事前の打合せでできるので。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

では、すみません、早速というか、相馬剛委員も実施されているので、もしあれば一言。

○相馬委員 それでは、これがその制度ということなのかどうかということが分からないところではあるんですが、一般質問のやり方としてこういう方法もあるということで、私は1回しかやっていないんですが、残しておいていただいたほうが選択する人は、答弁者をどうしても指名したいという場合は、やるかやらないかはその人の判断なので、制度なのかどうか分かんないですけれども、仕組みか、こういう仕組みはまだ残してもらったほうがいいかなというふうには思っております。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

取りあえず制度として残しておくことはよかろうということですね。

○相馬委員 はい。

○鈴木委員長 了解しました。

ほかにございますか。

副委員長。

○森本副委員 3回答弁指名させていただいたんですけれども、何で答弁指名をさせていただくかという部分なんですけれども、自分の質問をつくっていくときとかにどうしてもストーリー性をつくっていききたいというか、ここはこの人にこういう答弁をこの部長からもらったから、じゃ、このことに関してこの部長ですよという形で、新たにストーリー性をつくって、質問って聞くだけじゃなくて、自分の主張も通したいという部分もあるんで、そのストーリーをつくっていくという段階でこの指名制というものを使わせていただいた。

ですから、それで指名していったほうがこれって有効だよなと考えたときだけ選んでいます。だから毎回はやっていないです。だからいらないうちもあるんです。いらないうちもあるけれども、すごく周りに対して、自分はちゃんと理解してこのストーリーがあるからこの部長に聞くんですよというのを周りに示していきたいという感じを持ちながらという部分、自己主張といえ自分勝手、そのとおりなのかもしれないですけども、その意味で、やっぱり選んでやりたいなというときというのがあって、毎回ではないんですけども、制度として残していただくと、この質問をするときは答弁者指名したいんだよなということは実際にあるんで、ちょっと制度としてはちょっと残していただくと、私としてはうれしいかなというふうには感じています。

毎回やるわけではないんですけども、そういう意味では残していただけたというのはありがたいなというふうに思っています。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

今、3人の話を伺いましたけれども、星委員の場合は、制度を利用したけれども、やり方次第はなくても大丈夫ということで、剛委員の場合は、特にメリットがあったかどうかは分からないけれども、こういうのは制度として残したい、あってもいいんじゃないかというふうに感じました。森本委員は、やりたい人がいるときにこの制度は残しておいたほうがいいのではないかなという意見だったと思うんですね。

ちょっと委員長としては、これはやらない人にとっては別に何の支障もないわけで、あれば、もし年に1回ぐらいうちやりたい人がどうしてもというときはこれが使えるということになる。特に議員のほうに対してデメリットはないように感じる制度だと思うんですね。

最後に事務局にこれ、事務局としてこれがなかなか難しいとか、そういうことはありましたか。

係長。

○長岡議事調査係長 そうですね、この運用をしていく中で、要は森本副委員長もおっしゃっていたんですけども、その人じゃないと答えられないことをちゃんと指定していただければ、一般質問の中もうまく流れるんだと思うんですね。ただ、その担当部長じゃない人に自分が聞きたいとおっしゃっても、それは私の担当外ですと答えられてしまうケースなんかもやっぱりあるんだと思うんです。

そういうちゃんと事前打合せが必要だというふうに事務局のほうでも思っているんですけども、そのやり取りがちゃんとできるように、確認という作業は必要なんではないかなと、この制度に関してはより必要かなというふうには感じています。

あともう一点が、副市長に聞くという場面もやはり中にあるんですね。ただ決裁の順番で言うと、

副市長が決められることってそうそうないですよね。やっぱり市長がいらっしゃるので、市長が最終ジャッジであると。その最終ジャッジの前に、副市長に対して聞くことってなかなか難しいなというふうには感じたりするときがあります。

例えば、国のことだから瀧口副市長に聞きたいんだとかという、その方だけに持っているものがあればいいんですけども、なかなかそのすみ分けみたいところで、ちょっと迷う部分があるので、そういったところがはっきりするとよりいいのかなと思いました。

以上です。

○鈴木委員長 森本副委員長。

○森本副委員 実は私、瀧口副市長に指名して聞いたことがあります。

市政一般質問なんで、国のことは聞かないです。瀧口さんに対して、ただ、彼はレンジャーとかという経験があったりして、専門的な知識を持っているんで、そこに対する知識は環境省にいたという部分と、専門的知識を持っているという部分で、専門的知識をこの質問に対してどういうことなんですかということ、ちょっと入れたかったんですね。

そういう部分で副市長と言ったんで、国のことを聞くというつもりはなくて、しかも、そのときの指名というのも、じゃ、それを市としてやってくださいじゃなくて、市に対してこういう専門的な知識があって、こういう認識が、専門家は持っている中で、次に、例えばサーキュラーエコノミーの課長に、担当だから、環境部の部長にどうですかというふうに聞いたかったという部分だけなんで、国のことを聞こうとは思っていないです。

○鈴木委員長 係長。

○長岡議事調査係長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、やっぱり副市長だけしか

聞けないことだったらそれを聞くというのはありだと思うんですね。ただ副市長に聞きたいから聞くというのでは、だってそこを所管する部長は別にちゃんといますよね、そこら辺を皆様の認識と合致できる制度で運用していただければ、有効に活用できるのかなと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

資料にあった3番なんですけれども、検討、再検討というところなんですけれども、1年延長して2年間試行を重ねた結果なんですけれども、まず、実施を続けるかどうかをちょっと判断していきたいと思います。

それと、続けるのであれば、今言った長岡係長の話も踏まえて、やる人がきちんとそういうことを確認した上でやってほしいんだよという何かを決めなきゃいけないと思うんですけども、そのことを踏まえて、まず、どうしますかね、これは今日決めてしまうか、また来年に申し送りみたいな形で検討するということもあると思うんですけども、2年間やってきたので、ある意味ここで、この制度は取り入れるという判断をここでしてもいいのかなという思いはあるんですけども、皆さんどうしますか、判断しますか、しませんか。

〔「もう一個いいですか」と言う人あり〕

○鈴木委員長 副委員長。

○森本副委員 以前の試行するときの、ここに出ないんですけども、ルール決めしたんですよ。どういう、こういうルールでやらないとやっちゃいけないですという形で、指名するときにはこういうことをしてください、担当課で十分打合せをしてくださいとか、間違ったところに指名しない、しかも間違った場合では、執行部のほうにそれを断る、違う人が答えても文句言えない、そういうルールがありますよというのがあるんで、そのル

ールをちゃんと遵守してやるんだという部分をちょっと前提にしてもらいたいなというふうに思います。

○鈴木委員長　じゃ、説明が終わったほうがいいかな、じゃ、続けてやってください。

係長。

○長岡議事調査係長　森本副委員長がおっしゃっていただいたように、これが最初に、令和4年に実施するに当たって定めたということになります。

真ん中辺り、ちょっとまずは答弁者の指名というものは、指名を受けた者というのが必ず従わなくちゃいけないかといったらそんなことはないんです。あくまで答える側が決める話ですよということで、下線に書いてあるように、答弁者の指名というのは法律に基づく行為ではなくて、事実上の行為としてやっていることですよと、仮に、これは執行部側が答えなくても、それは義務はないんですというふうな前提と、あとはこの後のルールということですね、先ほど副委員長おっしゃっていただいたとおり、綿密な打合せをして、滞りない質問ができるようにお願いしますというような、ここら辺はこれまでどおりに運用がされれば問題ないのかなというふうには思っております。

以上です。

○鈴木委員長　ありがとうございました。

今の長岡係長の説明も踏まえて、では、これについては、今ここで制度として取り入れるかどうかという観点から皆さんにお伺いします。

どうしますか。

中村委員。

○中村委員　皆さんの意見を聞いていると、指名ありでいいんじゃないですかということがもう大体確認されているわけですから、あとはこのルールに従った質問者がしっかりと理解をした中で指名をするということを確認すれば、この項目は生か

して、ずっと続けるべきだと私は思います。

特に、県会議員の今回質問をずっと私も参考に見させていただいたんですが、全部指名ですよ。これは知事に質問します、これは誰々に質問する、その代わり論点がびたつとその視点に沿った質問をして、しっかり完結をしているということを考えると、やはり思いつきで質問してあっちゃこっちゃというよりは、やはりせつかくの貴重な時間ですから、質問をする意義を考えると、やはり答弁を指名してやるのも大事だと私は思うんで、これはちゃんと残しておいてしっかりやるべきです。

あとはもう、質問する方のルール、こういったものをしっかりと頭に入れてやっていただくということで、継続していただければと思います。

○鈴木委員長　ありがとうございます。

中村委員から御意見がございましたが、それを踏まえまして採決をしたいと、残すか残さないか、違う、これで決定ということかどうかということでお諮りしたいと思います。

では、この制度は取り入れるという意見をということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長　じゃ、そのように決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

2についてはじゃ、以上です。

では、続きまして、3、取組実行計画の今後についてにいきます。

本年度の取組実行計画の実績について確認し、今後について議論したいと思います。

実績について、事務局から御説明をお願いいたします。

長岡係長。

○長岡議事調査係長　それでは、配信しました資料を御覧いただければと思います。

今年度の取組実行計画ということになります。

上から順に、例えば取組ナンバー1を御覧いただきますと、議会選出監査委員の有効活用の研究、こちらについての目標値、実施でございましたけれども、実績値としましては未実施でしたと。

令和5年の引継ぎで、この取組実行計画の項目が残っているわけですが、令和5年では共通理解を深めるというような経過があって、共通理解を深めるということが議運として未実施ですよというようなことになります。

この後、また続けて見ていただきますと、例えば取組ナンバー2番、充実した委員会審査の在り方を検討、こちらについては本年度議運のほうでも取組をいたしました。

1番右側のちょっと空いているところを見ていただきますと、委員会における議員間討議テーマの事前通告の試行及び検証、先ほど行っていました。こういった新しい制度の導入、そして検証、そういったものも議運として本年取り組みましたということです。

以下、同じように取り組んでいないもの、そして取り組んだもの、それぞれ記載をさせていただきました。

まとめとしましては、未実施のものは全て共通理解を深めるというものだけが実施できてございません。

あとは一番下にあります傍聴規則の研究になりますけれども、これは令和6年度取組もうということで設定はしましたけれども、一番右側に書いてございます。実は、全国市議会議長会のほうで標準の傍聴規則の改正というのを検討しております。

そういった経過もありまして、来年度、新しい標準の傍聴規則って出るんですね。例えば、傍聴規則ってマフラーをしちゃ駄目とか、帽子をかぶっちゃ駄目とか、なかなか今の時代にそぐわない

部分なんかもあるのかなと、そういった全国の標準も来年出るということ踏まえて、来年度検討が妥当ではないかということで見送った経過がございます。

以上、実施したもの、そしてしていないものの報告となります。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

共通理解を深める内容については、議員全員で取り組むべき内容でありましたが、なかなか後半戦もいろいろごたごたしたことがありまして、今年度中は実施ができませんでしたし、あと、これから先考えてもちょっと難しいかなと、当委員会としては考えて、私としても思っております。

ちょっと、こちらからも意見になってしまうんですが、未実施の内容は次期改選後の議会運営委員会において、取組実行計画策定の課題として参考にしてもらうことだし、今年度はもうちょっと何もやれないんじゃないかなというふうに思いますので、未実施のものについてはもうこれで未実施のままやらないということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○鈴木委員長 そういう意味では、すみませんをお願いいたします。未実施のものはもう取り組まないということで。

あと、今年度の事業評価を行う予定です。それについては正副案を作成したので、事務局からちょっと御説明をお願いいたします。

長岡係長。

○長岡議事調査係長 それでは、本年度の事業が終了したということで、報告書の作成に移るという欄になります。

事務事業評価資料になります。PDCAサイクル、通常ですと会派の皆さんに一からこれを、全

部の取組事項を作っていただいて、持ち寄って、評価をしてというようなやり方を例年ですと行っております。

ただ、正副委員長にちょっと御相談した中で、今後の議員の任期を考えてもなかなか議運の時間を取るのって難しいよね、そういった中であらかじめ案を示させていただきますので、それをもって皆様の御意見をもらって、完成を目指そうというような流れとなっております。

資料のほうですけれども、3ページ目以降ちょっと御覧いただければと思います。

一番右上、取組ナンバー1、議会選出監査委員の在り方の検討、この項目については、その下にありますP l a nとD o、青と黄色の部分については、もう既に計画の設定の段階で決まっている内容というのを落とし込んでおります。

右側のD oの下ですね、結果（達成度）とありますけれども、これについては、今年度実施していませんよ、実施していないものについては評価はいいですよと、これはもう、2ページ目に、ごめんなさい、1ページ戻っていただきますと評価区分ってございまして、この達成割合に応じてこの評価の基準というのは決まっています。一番右側の未着手であればもういいんだよということなんで、もう既にここはいいと評価を入れてございます。

皆様をお願いしたいのは、この下にありますC h e c kとA c t i o n、この赤字で記載しております検証の部分について御意見をいただければというふうに思っております。

あらかじめちょっと入れてございますので、これに足りないものがあれば新たに追加で、こちら辺はちょっと評価として違うんじゃないの、来年度の改善として違うんじゃないの、そういったものがあればまた改めて御意見をいただくというよ

うなことができればと思っております。

次のページにちょっとお進みください。

次のページ、取組ナンバー2、委員会審査の在り方の検討、こちらについては先ほどもう事前通告をやったんで実施はしています。なので、右側のD oの下側、成果指標の評価、ここでは、じゃ、目標に対して何割できたかというところはやはり皆様のちょっと御判断になってくるのかなと思うので、なのでこの赤字の部分、何割できたという評価と、そして段階評価はじゃ、それに合わせてどれくらいだということを埋めていただいて、御意見を持ち寄って、また合わせていただければいいのかなと。

説明としてはこの正副案をお示しさせていただいたので、これも参考に、たたきにしていただいて、作成につなげていただければということになります。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

これ、結構毎年、議会運営委員の皆さん、それから会派に渡して、会派で記入するんですけれども、なかなかふだんやっていないことなので、担当された方がすごく大変みたいはなすんですよ。

今回、事務局のほうでこれだけまとめてありますので、かなりこれは楽になったと、ある意味楽になったという感じに思っています。それを踏まえて先ほどの説明のとおり、いいですか、小島さん。

○小島委員 大丈夫です。

○鈴木委員長 赤字のところと評価のところ、係長がおっしゃったようにここをよく読んで、意見があれば書き込んでいただけるということで、今日はこれで終わりにしたいなと思います。

そうしますとこれ、係長、いつまで、タイミグですね、出してもらうちょうと案があります

か。

係長。

○長岡議事調査係長 次回の開催のほう、議会運営委員会、1月9日を予定してございます。ですの
で、1月の例えば6日とか7日ぐらいに頂ければ、
資料として手前どもでもまとめられるのかなと。
資料だけまずは送っていただいて、9日に各会派
の皆さんの寄せ集めて、じゃ、ここの部分違う
けれども、じゃ、どうしますかと。

〔「検討した結果を送れというわけだな」
と言う人あり〕

○鈴木委員長 では、今の係長の説明のとおりで、
これを1月6日、または7日までにサイボウズに
書いたものをまとめて返してくださいと。

ということで、本日はこの3についてはそうい
うことで検討しておいてください。

よろしいですね、皆さん、何かこの件について
質問ございますか。

〔「それでいいです」と言う人あり〕

○鈴木委員長 了解ですね、ありがとうございます。

では、3番の協議事項1、2、3については全
て終了いたしました。

④その他について何かございますか。

委員の皆さんございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 では、ないということで。

◎その他

○鈴木委員長 では、大きく全体のその4のその他
について、委員の皆さん何かございますか。議会
運営委員会として何かございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ないですね、ありがとうございます。

それでは改めて、事務局から次の開催の予定に
ついてお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 1月9日午後1時半から、午
前中は会派代表者会議を予定しておりまして、そ
の午後となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○鈴木委員長 では、以上で協議は終了いたしまし
た。

皆さんお疲れさまでした。

閉会 午後 零時45分